

○平成二十八年総務省告示第六十九号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する告示案

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六條の二第一項第九号の(1)(七)及び(2)(七)並びに第十号の(7)の規定に基づき、高周波出力、電源端子における妨害波電圧、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。</p> <p>第一 一般用非接触電力伝送装置の測定方法</p> <p>一 測定に使用する設備は、次のとおりとする。</p> <p>1 測定用受信機</p> <p>(1) 準尖頭値測定用受信機は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(同上)</p> <p>第一 一般用非接触電力伝送装置の測定方法</p> <p>一 (同左)</p> <p>1 測定用受信機</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>二～五 (同左)</p> <p>第二 (同左)</p>

別表第一号 準尖頭値測定用受信機の基本的特性

項目	供試装置の電波の周波数が10kHzから150kHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が150kHzから300kHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が30MHzから100MHzまでの測定器の特性
六デシベル低下点における通過帯域幅	0.2kHz	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一号 準尖頭値測定用受信機の基本的特性

(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	0.2kHz	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に指定を受けている型式に係る設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。